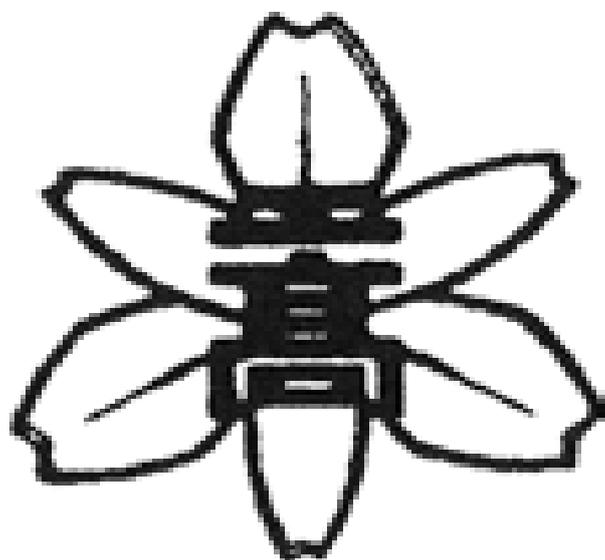


2025年度版



生徒手帳

福島県立郡山北工業高等学校

目 次

教 育 方 針	3
校 訓	3
校 歌	4
応 援 歌	5
教 育 目 標	6
学 科 の 指 導 目 標	7
学 校 の 歴 史	8
学 則	14
教 育 課 程 表	17
生 徒 心 得	24
服装に関する規程	28
自転車通学に関する規程	32
運転免許に関する規程	33
週番に関する規程	33
図書閲覧・貸出に関する規程	34
図 書 閱 覧 心 得	36
生 徒 会 組 織 図	37
生 徒 会 会 則	38
生 徒 会 会 計 規 程	44
生 徒 会 旅 費 規 程	46
選 挙 規 程	48
部および愛好会規程	52
慶 弔 規 程	53
福島県立郡山北工業高等学校工業クラブ会則	54
北工生のための交通ルール	56

本校の教育方針

教育基本法，学校教育法に基づき，国家及び社会に有為な形成者として必要な基礎的・専門的資質を養成し，文化の創造と社会発展とに貢献し得る心身ともに健全な工業の実践的技術者を育成する。

校

訓

調

和

創

造

特

色

福島県立郡山北工業高等学校

校 歌

安西金造 作詞
岩井直溥 作曲

活発に ♩=116位

1. あけそむる あいかに のよくやしに いまどき いたり
 2. くれなずむ あいで のほーしを ひくくみ 加ろし
 3. ばんせつ のあだた らや一まに おもいも ふかーく

つちおと たか く あま ひ に か が や く は く
 つりおる ひ ろが ると し に やつ ひ ま の ね を ほ る ま せ び だ

あまのぼこ う こ れ ギ ー お り や ま き た
 び ののたか び の こ れ ギ ー お り や ま き た

あまのぼこ う こ れ ギ ー お り や ま き た
 び ののたか び の こ れ ギ ー お り や ま き た

のたま もとし われらら ーけんじめ こにほがら らに つど
 かせしん われらら ーしんめと こにほがら らに つど
 ーがくと し んにり もと らいめ て いかい せ

いゆし けかま りん

一、
 明け初むる 安積の沃野に
 今 時到り 植音高く
 朝日に輝く 白亜の母校
 これぞ
 郡山北工業高等学校
 おお 調和の旗のもと
 我等 健児
 ここに 朗らかに 集いけり
 暮れなすむ 飯盛の星を
 低く見おろし 理想も遠か
 八山田が丘 そびゆる学舎
 これぞ
 郡山北工業高等学校
 ああ 創造の意気高し
 我等 駿馬
 永遠に 未来に 駆け行かん
 残雪の 安達太良山に
 想いも深く 拡がる都市に
 不拔の根を張る 学びの高殿
 これぞ
 郡山北工業高等学校
 いざ 特色を發揮せん
 我等 学徒
 真理 求めていそしまん

JASRAC 出 1113163-101
<http://www.jasrac.or.jp>

福島県立郡山北工業高等学校

応援歌「栄えあれ」

宗像義雄 作詞
岩井直博 作曲

March Tempo (♩=120)

1. あ かるくそびえる あだ たちの みね
2. (は) る かなみどり あぶ くまの なが

を — あお いでせいしんの — あふれる じょうねつ
れ に ちか うわこうどの — いまど えい — ちを

こだましてしん り とわ ざを ほ こと ちから
かたむけてちよう わ のみ ちを ひ た すら

に きわ める まどべそうぞうのはな ききみのる
に きわ める にわにとくしよくのはな ききみのる

まなびやはお — お その な こおりやまきた (さ) じょうこう
まなびやはお — お その な こおりやまきた (さ) じょうこう

こう さ か え あ — れ 2. (は) れ
こう さ か え あ — (れ)

一、明るくそびえる 安達太良の

峰を仰いで 青春の

あふれる情熱 こだまして

真理と技を 誇らかに

究める窓辺 創造の

花咲き実る 学び舎は

おお その名 郡山北工業高校

栄えあれ

二、はるかな緑 阿武隈の

流れに誓う 若人の

意気と英知を 傾けて

調和の道を ひたすらに

究める庭に 特色の

花咲き実る 学び舎は

おお その名 郡山北工業高校

栄えあれ

JASRAC 出 1113163 - 101
<http://www.jasrac.or.jp>

教育目標

- (1) 調和のとれた人間の育成に努める
 - ① 基礎的、専門的な学力を高め、技術を磨き、幅のある工業の実践的技術者の育成に努める。
 - ② 人間尊重の精神を養い、自他を敬愛し、礼儀と節度、規律と責任を重んずる誠実な人間の育成に努める。
 - ③ 勤労を尊び、たくましい実践力を養い、健康で明朗な人間の育成に努める。
- (2) 創造力のある豊かな人間の育成に努める。
 - ① 自発的な学習に取り組み、つねに科学的に物事を考える人間の育成に努める。
 - ② 自然科学に親しみ、つねに作ることに喜びを感じずる人間の育成に努める。
 - ③ 科学的開拓精神を養い、つねに新しいものの創造ができる実践力をもった人間の育成に努める。
- (3) 特色のある人間の育成に努める。
 - ① 個性を尊重し、その伸長を図り、生徒の自己実現が達成できるように努める。
 - ② 自己の可能性を信じ、あらゆる分野で積極的に追求しようとする資質及び態度の育成に努める。
 - ③ より広い一般教養を求めさせるとともに、より深い専門的教養を身につけさせるように努める。

福島県立郡山北工業高等学校設置学科・生徒定数

学 科	各学年生徒定数
機 械	80
電 気	40
電 子	40
情報技術	40
建 築	40
化学工学	40
合 計	280

学科の指導目標

1. 機械科

機械に関する知識と技術を習得させ、機械工業および関連する諸分野において、製造・管理・企画・設計・研究・整備・営業等の業務に従事する技術者を育成する。

2. 電気科

電気に関する知識と技術を習得させ、電気機器製造業・電気事業およびその関連する諸分野において、技術・製造・管理・運用・保守・技術サービス等の業務に従事する技術者を育成する。

3. 電子科

電子に関する知識と技術を習得させ、電子工業およびその関連する諸分野において、技術・製造・管理・運用・保守・技術サービス等の業務に従事する技術者を育成する。

4. 情報技術科

コンピュータに関する知識と技術を習得させ、コンピュータを利用する工業およびその関連する諸分野において、情報処理・製造・管理・運用・保守・技術サービス等の業務に従事する技術者を育成する。

5. 建築科

建築に関する知識と技術を習得させ、建設業およびその関連する諸分野において、建物の企画・計画・設計・施工・監理等の業務に従事する技術者を育成する。

6. 化学工学科

化学工業に関する知識と技術を習得させ、化学工業およびその関連する諸分野において、装置の運転・管理、研究、技術サービス等の業務に従事する技術者を育成する。

学校の歴史

旧郡山工業高等学校の歴史

- 昭和19年 4月 1日 国家動員計画に基づき、全国的に商業学校を工業学校に転換
機械科定員50名、工業化学科定員100名認可
福島県郡山工業学校と校名改称
- 昭和21年 4月 1日 終戦後、福島県郡山商工学校と校名改称 機械科定員50名、
商業科定員100名認可
- 昭和22年 3月31日 商業科県移管により工業科を市立のまま独立し、工業学校認可福島県郡山
工業学校と校名改称
- 昭和23年 4月 1日 学制改革により、組織を変更機械科定員100名の新制工業高等学校の認可
福島県郡山工業高等学校と校名変更
- 昭和24年 7月10日 新校舎落成、校舎を移転
- 昭和25年 4月 1日 機械科定員50名、建築科定員50名を新設
- 昭和27年 3月31日 機械科定員100名、1学級増加
- 昭和29年 4月 1日 県立移管により、福島県立郡山工業高等学校と改称
- 昭和32年 3月31日 電気科定員40名の新設認可、機械科定員80名、建築科定員40名に募集定員
変更
- 昭和34年 4月 1日 電子工業科定員40名、夜間課程産業科（機械科）20名の増設認可
別科産業科（機械科）40名新設
- 昭和36年 3月31日 別科産業科（機械科）募集停止 定時制（機械科）40名認可
- 昭和37年 3月31日 工業化学科（40名）増設認可
- 昭和38年 3月31日 定時制電気科（定員40名） 産業科（電気工事士コース定員20名）認可
- 昭和40年 3月20日 定時制建設科定員40名増設認可
- 昭和41年 3月 1日 電子工業科を電子科と改称
- 昭和44年 3月27日 東北鉄道学園郡山工場分所との技能連携
- 昭和45年 3月31日 産業科募集停止
- 昭和52年 3月31日 定時制建設科募集停止
- 昭和52年 4月 1日 県立郡山工業高等学校は県立郡山北工業高等学校となる

旧郡山西工業高等学校の歴史

- 昭和38年 2月 4日 福島県立県南工業高等学校（仮称）として開設を決定し、入学選抜その他
の事務を開始 郡山市大槻町地内に2万坪を校地とすることに決定
- 昭和38年 3月 5日 郡山市立芳山小学校旧校舎を仮校舎として使用することを決定
- 昭和38年 4月 1日 校名を福島県立郡山西工業高等学校とすることに決定 募集定員機械科
定員100名、電気科定員 100名、化学工学科定員100名として発足
- 昭和38年 4月 9日 第1回入学式を挙行
- 昭和38年 5月 6日 校章制定。
- 昭和38年 5月11日 父母と教師の会結成総会

昭和38年 9月 4日 校舎第1期工事起工式
 昭和39年 3月 9日 郡山市大槻町の新校舎に移転
 昭和39年 4月 8日 新校舎において授業開始
 昭和39年 7月 1日 校舎第2期工事着工
 昭和40年 3月31日 第2期工事完成
 昭和40年 4月 1日 機械科150名に臨時増員
 昭和40年 8月 9日 体育館工事起工式
 昭和40年10月16日 校舎第3期工事着工
 昭和41年 2月18日 校歌制定 校舎 体育館落成式典
 昭和41年 3月31日 校舎第3期工事完成
 昭和44年12月15日 格技場竣工
 昭和46年 7月31日 水泳プール竣工
 昭和48年 3月31日 体育館ステージ竣工
 昭和48年10月12日 創立10周年記念式典 校旗制定
 昭和52年 4月 1日 県立郡山西工業高等学校は、県立郡山北工業高等学校となる

郡山北工業高等学校の歴史

昭和52年 3月31日 郡山工業高等学校と郡山西工業高等学校とが統合され、郡山市富久山町八山田地内に新校舎の第1期工事が完成
 電気科・電子科が移転し情報技術科が新設
 昭和52年 4月 1日 福島県立郡山北工業高等学校が統合高として開校 校章, 校歌制定
 昭和52年 4月 8日 郡山北工業高等学校開校式を挙行
 昭和52年 4月 9日 第1回入学式を挙行
 昭和52年12月24日 八山田校舎体育館完成
 昭和53年 3月15日 八山田校舎第2期工事完成 化学工学科, 工業化学科移転
 昭和53年 8月 7日 第60回記念全国高等学校野球選手権大会(於甲子園)に出場 【野球部】
 昭和53年11月25日 桃見台・大槻校舎移転式典、記念碑除幕式を挙行
 昭和54年 3月26日 八山田校舎第3期工事完成 機械科, 建築科移転 八山田校舎に移転完了
 昭和54年 8月20日 水泳プール竣工
 昭和55年 2月25日 第4期工事完成・全科実験実習棟完成
 昭和55年10月29日 格技場完成
 昭和55年11月 7日 校舎落成記念式典を挙行
 昭和55年11月 8～9日 第1回北嶺祭を挙行
 昭和55年12月19日 同窓会館完成
 昭和60年 3月 7日 第2体育館完成
 昭和61年 2月 5日 部室(2階建10室)完成
 昭和61年11月 7日 創立10周年記念式典を挙行
 昭和62年 1月 2日 第64回全国高等学校サッカー選手権大会に出場 【サッカー一部】

- 平成元年11月23日 全日本マーチングフェスティバル全国大会に出場（於神戸） 【吹奏楽部】
- 平成 5年 8月16日 トレーニングセンターが完成し、同窓会より受納
- 平成 6年 3月17日 家庭総合実習室完成
- 平成 7年 3月31日 環境システム科実習棟建設完成
- 平成 7年 4月 1日 環境システム科新設40名
- 平成 8年10月26日 創立20周年記念式典を挙
- 平成10年 1月24日 第53回国民体育大会冬季大会スピードスケート競技 【スピードスケート部】
500m 第5位 1000m 第6位 5000m 第6位（平成5年より28年連続出場）
- 平成11年 4月 1日 定時制課程工業科募集停止。普通科（定員40名）設置
- 平成13年 4月 1日 定時制普通科の課程を郡山萌世高校に移転
- 平成14年 3月31日 定時制閉課程
- 平成18年 3月17日 第24回全国高等学校男子ソフトボール選抜大会 準優勝
- 平成18年12月16日 創立30周年記念式典を挙
- 平成20年 4月 1日 環境システム科募集停止
- 平成21年 4月 1日 同窓会館を北嶺会館と改称
- 平成23年 3月11日 東日本大震災により校舎・設備等が被災
- 平成24年 8月 1日 全国高等学校体育大会ソフトボール競技 第5位 【ソフトボール部】
- 平成25年 6月16～19日 第4回国際ナノ・マイクロアプリケーションコンテスト
Second Prize（2位）受賞 【コンピュータ部】
- 平成26年 1月 5日 第66回全日本バレーボール高等学校選手権大会出場 【バレーボール部】
（第68回、第69回も出場）
- 平成26年 7月19日 第5回国際ナノ・マイクロアプリケーションコンテスト
First Prize（1位）受賞 【コンピュータ部】
- 平成27年 6月21日 第6回国際ナノ・マイクロアプリケーションコンテスト世界大会
第3位 出品作品 Shadow（ROBO Pro2 Team） 【コンピュータ部】
- 平成27年11月 9日 第6回ものづくり日本大賞「ものづくりの将来を担う高度な技術・
技能分野」青少年部門 内閣総理大臣賞を受賞 【コンピュータ部】
- 平成27年11月16日 世界青少年発明工夫展（台湾）IEYI2015食物・農業部門14歳以上の部
金賞を獲得する。 【電気部】
- 平成27年12月27日 第95回全国高等学校ラグビーフットボール大会（花園）出場
【ラグビー部】
- 平成28年10月15日 創立40周年記念式典を挙

平成28年度

- 第7回国際ナノ・マイクロアプリケーションコンテスト世界大会
「iBuki」がThird Prize (第3位)
「Baby Informer」が Special Prize (特別賞) を受賞 【コンピュータ部】
全国高等学校体育大会出場 決勝トーナメント進出 【バレーボール部】
// 【スピードスケート部】
国民体育大会出場 第5位 【ソフトボール】
// 【スピードスケート部】
全国高等学校ラグビーフットボール大会 (花園) 出場 【ラグビー部】
全日本バレーボール高等学校選手権大会 (春高) 出場 【バレーボール部】
高校生技術アイデアコンテスト最優秀賞「くるコン」ほか佳作1 【電気部】
ジャパンマイコンカーラリー出場 【電気部】
全日本学生児童発明工夫展 特許庁長官 【電気部】
「キーボード併用キー入力支援装置」
全国高校ロボット競技大会準決勝進出「北竜胆」 【コンピュータ部】
高校生ロボット相撲全国大会 【機械部】

平成29年度

- 世界青少年発明工夫展 銅メダル「PCキーボード入力支援装置」 【電気部】
全国高等学校体育大会出場 【山岳部】
全国高等学校ラグビーフットボール大会 (花園) 出場 3回戦進出
全国ベスト16 【ラグビー部】
国民体育大会出場 第5位 【ソフトボール部】
全国高等学校総合文化祭写真部門出場 【写真部】
高校生技術アイデアコンテスト全国大会
優秀賞 (第2位) 「リハビリ運動入力装置MoMo コン」ほか佳作3 【電気部】
全日本学生児童発明くふう展 WIPO 賞 【電気部】
「リハビリ運動入力装置MoMo コン」ほか入選1
国際イノベーションコンテスト (iCAN17) 国内予選第4位 【コンピュータ部】
高校生ロボット相撲全国大会出場 【機械部】
全国高等学校ビブリオバトル決勝大会 【図書委員会】

平成30年度

- 全国高等学校体育大会出場 【スピードスケート部】
全国高校新聞コンクール 奨励賞 全国高校新聞年間紙面審査賞 入賞 【報道委員会】
全日本学生児童発明くふう展
高校生技術・アイデアコンテスト全国大会佳作2 【電気部】
全国高校ロボット競技大会 【コンピュータ部】

令和元年度

全国高等学校ラグビーフットボール大会（花園）出場	【ラグビー部】
全国高等学校体育大会出場	【スピードスケート部】
国民体育大会出場	【ソフトボール部】
〃	【スピードスケート部】
全国高等学校総合文化祭 新聞部門	【報道委員会・写真部】
全国高校新聞年間紙面審査賞 優良賞	【報道委員会・写真部】
全国高等学校男子ソフトボール選抜大会（春季選抜）出場	【ソフトボール部】
高校生ロボット相撲全国大会	【機械部】
中央工学高校生対象コンペティション 佳作	【建築科】

令和 2年度

全国高等学校体育大会出場	【スピードスケート部】
全国高等学校総合文化祭 写真部門 文化連盟長賞	【写真部】
全国高等学校総合文化祭 新聞部門 文化連盟長賞	【報道委員会】
全国高等学校男子ソフトボール選抜大会（春季選抜）出場	【ソフトボール部】
中央工学校高校生対象コンペティション佳作	【建築科】
全国高校生建築提案コンテスト 「むすぶ建築」佳作	【建築科】
全国高校新聞年間紙面審査賞 入賞	【報道委員会・写真部】

令和 3年度

全国高等学校体育大会出場	【弓道部】
〃	【スピードスケート部】
全国高等学校体育大会（決勝トーナメント進出）	【バレーボール部】
〃（コロナ禍で中止）	【ソフトボール部】
全日本バレーボール高等学校選手権大会（春高）ベスト16	【バレーボール部】
全国高等学校男子ソフトボール選抜大会（春季選抜）出場	【ソフトボール部】
全国高等学校総合文化祭 新聞部門年間紙面審査賞優秀賞（第2位）	【報道委員会】
全国高等学校総合文化祭 写真部門	【写真部】
全国高校新聞年間紙面審査賞 入賞	【報道委員会】
ジャパンマイコンカーラリー全国大会（コロナ禍で中止）	
高校生ものづくりコンテスト全国大会電子回路組立部門 第5位	【情報技術科】
中央工学校高校生対象コンペティション佳作1 奨励賞1	【建築科】
秋田県立大学全国高校生建築提案コンテスト佳作	【建築科】
建築甲子園 奨励賞	【建築科】

令和 4年度

全国高等学校体育大会出場	【ソフトボール部】	【ウインタースポーツ部】
国民体育大会出場	【ソフトボール部】	【ウインタースポーツ部】
全国高等学校男子ソフトボール選抜大会（春季選抜）出場	【ソフトボール部】	
全国高等学校総合文化祭 新聞部門 優秀賞（全国2位）	【報道委員会】	
年間紙面審査賞入賞	【報道委員会】	
全国高等学校総合文化祭 写真部門	【写真部】	

全校高校ロボット競技大会出場	【コンピュータ部】
高校生ものづくりコンテスト全国大会化学分析部門 第3位	【化学工学科】
若年者ものづくり競技大会電子回路組立部門 敢闘賞	【情報技術科】
日本大学全国高校建築設計競技 奨励賞	【建築科】
ジャパンマイコンカーラリー全国大会	【電子部】

令和 5年度

全国高等学校体育大会 ベスト16	【ソフトボール部】
全国高等学校体育大会(決勝トーナメント進出)	【バレーボール部】
全国高等学校男子ソフトボール選抜大会(春季選抜) 出場	【ソフトボール部】
全日本バレーボール高等学校選手権大会(春高)	【バレーボール部】
全国高等学校総合文化祭 新聞部門 優秀賞 年間紙面審査賞 優秀賞	【報道委員会】
全国高等学校総合文化祭 写真部門	【写真部】
宇宙エレベーターロボット競技会全国大会出場	【コンピュータ部】
高校生ものづくりコンテスト全国大会電子回路組立部門 第3位	【コンピュータ部】
ジャパンマイコンカーラリー全国大会	【電子部】
建築甲子園 審査委員長特別賞	【建築科】
マーチングステージ全国大会2024 優秀賞	【吹奏楽部】

令和 6年度

全国高等学校体育大会 ベスト16	【ソフトボール部】
全国高等学校体育大会	【バレーボール部】 【ウインタースポーツ部】
全国高等学校男子ソフトボール選抜大会(春季選抜) 出場	【ソフトボール部】
全日本バレーボール高等学校選手権大会(春高)	【バレーボール部】
国民スポーツ大会出場	【ソフトボール部】 【ウインタースポーツ部】
“ 少年B円盤投げ7位	【陸上競技部】
高校生ものづくりコンテスト全国大会電子回路組立部門 第3位	【コンピュータ部】
ジャパンマイコンカーラリー全国大会	【電子部】
若年者ものづくり競技大会男子回路組立部門 敢闘賞	【コンピュータ部】

学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、本校の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称、課程、学科、生徒定員及び位置)

第2条 本校の名称、課程、学科、生徒定員及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 福島県立郡山北工業高等学校
- (2) 課程 全日制の課程
- (3) 学科及び定員 福島県立高等学校学則第2条の定めるところによる。
- (4) 位置

福島県郡山市八山田二丁目224番地

(修業年限)

第3条 本校の修業年限は、3年とする。

(通学区域)

第4条 本校の通学区域は、福島県立高等学校の通学区域に関する規則の定めるところによる。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年は、次の3学期に分ける。第一学期 4月1日から7月31日まで
第二学期 8月1日から12月31日まで 第三学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 学年始休業日 4月1日から4月7日まで
- (4) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- (5) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで
- (6) 学年末休業日 3月21日から3月31日まで
- (7) 学校創立記念日 5月2日
- (8) 前各号に定めるもののほか、教育長が定める日

第3章 教育課程及び授業日時数

(教育課程及び授業日時数)

第8条 教育課程及び授業日時数は、学習指導要領の基準により、別にこれを定める。

第4章 課程の修了及び卒業並びに学習評価

(課程の修了認定)

第9条 課程の修了は、教育課程に定める単位を履修し、必要な単位を修得した者について、これを認める。

(卒業の認定)

第10条 卒業は、所定の全課程を修了した者について、これを認める。

(単位認定証)

第11条 校長は、必要がある場合には、単位認定証を授与する。

(卒業証書)

第12条 校長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学習評価)

第13条 学習評価の方法は、校長が別にこれを定める。

第5章 入学・退学・転学・転籍・留学及び休学

(退学)

第23条 生徒は、退学しようとするときは、その事由を具し、保護者又は保証人と連署の上、校長に願い出なければならない。この場合、この事由が病気によるものであるときは、医師の診断書を添えなければならない。

2. 前項の願い出があった場合、校長は、正当な事由があると認めるときは、これを許可することができる。

第24条 前条の規程により退学した者は、退学した日から1年以内に限り、校長の許可を受けて原学年以下の学年に再入学することができる。

(転学及び転籍)

第25条 他の高等学校に転学を希望する者は、その事由を具し、保護者又は保証人と連署の上、校長に願い出なければならない。

2. 前項の願い出を受けた場合、校長は、その事由を具し、生徒の在学証明書、単位認定証及び成績証明書を転学先の校長に送付する。
3. 校長は、全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程相互の間における転学又は転籍をしようとする者については、修得した単位に応じて、相当学年に転入させることができる。

第26条 本校に転学を希望する者に対し、校長は、教育上支障がない場合には、修得した単位に応じて、相当学年に転入させることができる。転入学に関する規程は別に定める。

(留学)

第27条 生徒は、外国における正規の後期中等教育機関（以下「外国の高等学校」という）に留学しようとするときは、保護者又は保証人と連署の上、校長に願い出なければならない。

2. 前項の規定による願い出があった場合において、校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が外国の高等学校に留学することを許可することができる。
3. 校長は、前項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の高等学校における履修を高等学校における履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。
4. 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された生徒について、第5条に規定する学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

(休学)

第28条 生徒は、病気その他やむを得ない事由により、2か月以上出席することができないときは、その事由を具し、保護者又は保証人と連署の上、校長に休学を願い出ることができる。この場合、その事由が病気によるものであるときは、医師の診断書を添えなければならない。

2. 前項の願い出があった場合、校長は1年以内の期間を限り休学を許可することができる。

第29条 休学中の者は、復学しようとするときは、その事由を具し、保護者又は保証人と連署の上、校長に願い出て、その許可を受けなければならない。この場合、休学事由が病気によるものであったときは、医師の診断書を添えなければならない。

(出席停止)

第30条 校長は、感染症にかかっており、又はかかっている疑いがある、あるいはかかるおそれのある生徒に対して、政令で定めるところにより出席を停止させることができる。

第6章 入学検定料・入学料・授業料及びその他の費用の徴収

(入学検定料等)

第31条 入学検定料，入学料，授業料の額及びその徴収方法は，福島県立高等学校の授業料等に関する条例（昭和40年福島県条例第7号）の定めるところによる。

(物品の弁償)

第32条 生徒が学校の物品を損傷し，又は紛失したときは，校長は，その情状によりこれを弁償させなければならない。

第7章 賞 罰

(表彰)

第33条 校長は，他の模範と認められる生徒を表彰することができる。

(懲戒)

第34条 校長は，教育上必要があると認めるときは，生徒に対し，特別な指導，停学又は退学を命ずることができる。

2. 前項の規定による退学は，生徒が次の各号の1に該当する場合に限り，命ずるものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し，その他，生徒としての本文に反した者

第8章 補 則

第35条 この学則の施行に関して必要な事項は，校長が定める。

付 則

1. この規程は，昭和53年10月1日より適用する。
2. この規程は，昭和58年2月22日一部改正。
3. この規定は，平成8年4月1日一部改正。
4. この規程は，平成11年4月1日一部改正。
5. この規程は，平成14年4月1日一部改正。
6. この規程は，平成16年3月31日一部改正。
7. この規程は，平成24年4月1日一部改正。
8. この規程は，平成26年4月1日一部改正。
9. この規定は，令和3年4月1日一部改正。

令和 7 年度 教育課程単位計画表

学校番号 (1 9)

福島県立郡山北工業高等学校 全日制の課程 機械科

教科	入学年度		R7			R6			R5		
	科目	学年(年次)	1	2	3	1	2	3	1	2	3
国語	現代の国語		2			2			2		
	言語文化		2			2			2		
	論理国語			2	2		2	2		2	2
地理歴史	地理総合			2			2			2	
	歴史総合				2			2			2
公民	公共		2			2			2		
数学	数学Ⅰ		2			2			2		
	数学Ⅱ			3	2		3	2		3	2
	数学A		2			2			2		
	数学B				△			△			△
	数学C				△			△			△
理科	科学と人間生活		2			2			2		
	物理基礎			3			3			3	
保健体育	体育		2	2	3	2	2	3	2	2	3
	保健		1	1		1	1		1	1	
芸術	音楽Ⅰ		2			2			2		
外国語	英語コミュニケーションⅠ		3			3			3		
	英語コミュニケーションⅡ			3	2		3	2		3	2
	論理・表現Ⅰ				△2			△2			△2
家庭情報	家庭基礎			2			2			2	
	情報Ⅰ										
共通科目小計			20	18	11~13	20	18	11~13	20	18	11~13
工業	工業技術基礎		3			3			3		
	課題研究				3			3			3
	実習			4	3		4	3		4	3
	製図		2	2	3	2	2	3	2	2	3
	工業情報数理		2			2			2		
	工業環境技術				△2			△2			△2
	機械工作		2	2		2	2		2	2	
	機械設計			3	2		3	2		3	2
	原動機				3			3			3
	生産技術				2			2		2	
専門科目小計			9	11	16~18	9	11	16~18	9	11	16~18
ホームルーム活動			1	1	1	1	1	1	1	1	1
総合的な探究の時間											
合計			30	30	30	30	30	30	30	30	30
組編成				2			2			2	

- 備考：
- (1) △の中から1科目を選択する。尚、数学Bと数学Cは組合わせた履修となる。
 - (2) 「情報Ⅰ」は「工業情報数理」で代替する。
 - (3) 「総合的な探究の時間」は「課題研究」で代替する(3単位)。

令和7年度 教育課程単位計画表

学校番号 (1 9)

福島県立郡山北工業高等学校 全日制の課程 電気科

教科	入学年度		R7			R6			R5		
	科目	学年(年次)	1	2	3	1	2	3	1	2	3
国語	現代の国語		2			2			2		
	言語文化		2			2			2		
	論理国語			2	2		2	2		2	2
地理歴史	地理総合			2			2			2	
	歴史総合				2			2			2
公民	公共		2			2			2		
数学	数学Ⅰ		2			2			2		
	数学Ⅱ			3	2		3	2		3	2
	数学A		2			2			2		
	数学B			△	〔1		△	〔1		△	〔1
	数学C				〕1			〕1			〕1
理科	科学と人間生活		2			2			2		
	物理基礎			3			3			3	
保健体育	体育		2	2	3	2	2	3	2	2	3
	保健		1	1		1	1		1	1	
芸術	音楽Ⅰ		2			2			2		
外国語	英語コミュニケーションⅠ		3			3			3		
	英語コミュニケーションⅡ			3	2		3	2		3	2
	論理・表現Ⅰ				△2			△2			△2
家庭情報	家庭基礎			2			2			2	
情報Ⅰ											
共通科目小計			20	18	11～13	20	18	11～13	20	18	11～13
工業	工業技術基礎		3			3			3		
	課題研究				3			3			3
	実習			3	4		3	4		3	4
	製図				2			2			2
	工業情報数理		2			2			2		
	電気回路		4	3		4	3		4	3	
	電気機器			2	2		2	2		2	2
	電力技術			3	3		3	3		3	3
	電子技術				2			2			2
電子計測制御				△2			△2			△2	
専門科目小計			9	11	16～18	9	11	16～18	9	11	16～18
ホームルーム活動			1	1	1	1	1	1	1	1	1
総合的な探究の時間											
合計			30	30	30	30	30	30	30	30	30
組編成			1			1			1		

- 備考：
- (1) △の中から1科目を選択する。尚、数学Bと数学Cは組合わせたの履修となる。
 - (2) 「情報Ⅰ」は「工業情報数理」で代替する。
 - (3) 「総合的な探究の時間」は「課題研究」で代替する(3単位)。

令和7年度 教育課程単位計画表

学校番号 (19)

福島県立郡山北工業高等学校 全日制の課程 電子科

教科	入学年度		R7			R6			R5		
	科目	学年(年次)	1	2	3	1	2	3	1	2	3
国語	現代の国語		2			2			2		
	言語文化		2			2			2		
	論理国語			2	2		2	2		2	2
地理歴史	地理総合			2			2			2	
	歴史総合				2			2			2
公民	公共		2			2			2		
数学	数学Ⅰ		2			2			2		
	数学Ⅱ			3	2		3	2		3	2
	数学A		2			2			2		
	数学B			△	[1		△	[1		△	[1
	数学C]1]1]1
理科	科学と人間生活		2			2			2		
	物理基礎			3			3			3	
保健体育	体育		2	2	3	2	2	3	2	2	3
	保健		1	1		1	1		1	1	
芸術	音楽Ⅰ		2			2			2		
外国語	英語コミュニケーションⅠ		3			3			3		
	英語コミュニケーションⅡ			3	2		3	2		3	2
	論理・表現Ⅰ				△2			△2			△2
家庭情報	家庭基礎			2			2			2	
	情報Ⅰ										
共通科目小計			20	18	11~13	20	18	11~13	20	18	11~13
工業	工業技術基礎		3			3			3		
	課題研究				3			3			3
	実習			3	3		3	3		3	3
	製図				2			2			2
	工業情報数理		2	2		2	2		2	2	
	電気回路		4	2		4	2		4	2	
	電子回路			2	3		2	3		2	3
	電子計測制御				2			2			2
	通信技術			2	3		2	3		2	3
	プログラミング技術				△2			△2			△2
専門科目小計			9	11	16~18	9	11	16~18	9	11	16~18
ホームルーム活動			1	1	1	1	1	1	1	1	1
総合的な探究の時間											
合計			30	30	30	30	30	30	30	30	30
組編成				1			1			1	

- 備考：
- (1) △の中から1科目を選択する。尚、数学Bと数学Cは組合わせたの履修となる。
 - (2) 「情報Ⅰ」は「工業情報数理」で代替する。
 - (3) 「総合的な探究の時間」は「課題研究」で代替する(3単位)。

令和7年度 教育課程単位計画表

学校番号 (1 9)

福島県立郡山北工業高等学校 全日制の課程 情報技術科

教 科	入学年度		R7			R6			R5		
	科目	学年(年次)	1	2	3	1	2	3	1	2	3
国 語	現代の国語		2			2			2		
	言語文化		2			2			2		
	論理国語			2	2		2	2		2	2
地 理	地理総合			2			2			2	
	歴史総合				2			2			2
公 民	公 共		2			2			2		
数 学	数 学 I		2			2			2		
	数 学 II			3	2		3	2		3	2
	数 学 A		2			2			2		
	数 学 B			△	〔 1		△	〔 1		△	〔 1
	数 学 C				〕 1			〕 1			〕 1
理 科	科学と人間生活		2			2			2		
	物理基礎			3			3			3	
保 健 体 育	体 育		2	2	3	2	2	3	2	2	3
	保 健		1	1		1	1		1	1	
芸 術	音 楽 I		2			2			2		
外国語	英語コミュニケーション I		3			3			3		
	英語コミュニケーション II			3	2		3	2		3	2
	論理・表現 I				△2			△2			△2
家 庭	家庭基礎			2			2			2	
情 報	情報 I										
共通科目小計			20	18	11~ 13	20	18	11~ 13	20	18	11~ 13
工 業	工業技術基礎		3			3			3		
	課題研究				3			3			3
	実 習			3	3		3	3		3	3
	工業情報数理		2			2			2		
	電気回路		2	2		2	2		2	2	
	プログラミング技術		2	2	△2	2	2	△2	2	2	△2
	ハードウェア技術				2			2			2
	ソフトウェア技術			2	4		2	4		2	4
コンピ ュータシステム技術			2	4		2	4		2	4	
専門科目小計			9	11	16~ 18	9	11	16~ 18	9	11	16~ 18
ホームルーム活動			1	1	1	1	1	1	1	1	1
総合的な探究の時間											
合 計			30	30	30	30	30	30	30	30	30
組 編 成			1			1			1		

- 備考：
- (1) △の中から1科目を選択する。尚、数学Bと数学Cは組合わせた履修となる。
 - (2) 「情報 I」は「工業情報数理」で代替する。
 - (3) 「総合的な探究の時間」は「課題研究」で代替する（3単位）。

令和7年度 教育課程単位計画表

学校番号 (1 9)

福島県立郡山北工業高等学校 全日制の課程 建築科

教科	入学年度		R7			R6			R5		
	科目	学年(年次)	1	2	3	1	2	3	1	2	3
国語	現代の国語		2			2			2		
	言語文化		2			2			2		
	論理国語			2	2		2	2		2	2
地理歴史	地理総合			2			2			2	
	歴史総合				2			2			2
公民	公共		2			2			2		
数学	数学Ⅰ		2			2			2		
	数学Ⅱ			3	2		3	2		3	2
	数学A		2			2			2		
	数学B										
	数学C			△	[1 1		△	[1 1		△	[1 1
理科	科学と人間生活		2			2			2		
	物理基礎			3			3			3	
保健体育	体育		2	2	3	2	2	3	2	2	3
	保健		1	1		1	1		1	1	
芸術	音楽Ⅰ		2			2			2		
外国語	英語コミュニケーションⅠ		3			3			3		
	英語コミュニケーションⅡ			3	2		3	2		3	2
	論理・表現Ⅰ				△2			△2			△2
家庭情報	家庭基礎			2			2			2	
	情報Ⅰ										
共通科目小計			20	18	11~ 13	20	18	11~ 13	20	18	11~ 13
工業	工業技術基礎		3			3			3		
	課題研究				3			3			3
	実習			3	3		3	3		3	3
	製図		2	3	3	2	3	3	2	3	3
	工業情報数理		2			2			2		
	建築構造		2	2		2	2		2	2	
	建築計画			2	△2		2	△2		2	△2
	建築構造設計			1	2		1	2		1	2
	建築施工				3			3			3
建築法規				2			2			2	
専門科目小計			9	11	16~ 18	9	11	16~ 18	9	11	16~ 18
ホームルーム活動			1	1	1	1	1	1	1	1	1
総合的な探究の時間											
合計			30	30	30	30	30	30	30	30	30
組 編 成			1			1			1		

- 備考：
- (1) △の中から1科目を選択する。尚、数学Bと数学Cは組合わせた履修となる。
 - (2) 「情報Ⅰ」は「工業情報数理」で代替する。
 - (3) 「総合的な探究の時間」は「課題研究」で代替する(3単位)。

令和7年度 教育課程単位計画表

学校番号 (19)

福島県立郡山北工業高等学校 全日制の課程 化学工学科

教科	入学年度		R7			R6			R5		
	科目	学年(年次)	1	2	3	1	2	3	1	2	3
国語	現代の国語		2			2			2		
	言語文化		2			2			2		
	論理国語			2	2		2	2		2	2
地理歴史	地理総合			2			2			2	
	歴史総合				2			2			2
公民	公共		2			2			2		
数学	数学Ⅰ		2			2			2		
	数学Ⅱ			3	2		3	2		3	2
	数学A		2			2			2		
	数学B			△	〔1		△	〔1		△	〔1
	数学C				〕1			〕1			〕1
理科	科学と人間生活		2			2			2		
	物理基礎			3			3			3	
保健体育	体育		2	2	3	2	2	3	2	2	3
	保健		1	1		1	1		1	1	
芸術	音楽Ⅰ		2			2			2		
外国語	英語コミュニケーションⅠ		3			3			3		
	英語コミュニケーションⅡ			3	2		3	2		3	2
	論理・表現Ⅰ				△2			△2			△2
家庭情報	家庭基礎			2			2			2	
	情報Ⅰ										
共通科目小計			20	18	11~13	20	18	11~13	20	18	11~13
工業	工業技術基礎		3			3			3		
	課題研究				3			3			3
	実習			4	6		4	6		4	6
	工業情報数理		2			2			2		
	工業化学		4	4	4	4	4	4	4	5	4
	化学工学			3	3		3	3		2	3
	地球環境化学				△2			△2			△2
専門科目小計			9	11	16~18	9	11	16~18	9	11	16~18
ホームルーム活動			1	1	1	1	1	1	1	1	1
総合的な探究の時間											
合計			30	30	30	30	30	30	30	30	30
組編成				1			1			1	

- 備考：
- (1) △の中から1科目を選択する。尚、数学Bと数学Cは組合わせた履修となる。
 - (2) 「情報Ⅰ」は「工業情報数理」で代替する。
 - (3) 「総合的な探究の時間」は「課題研究」で代替する(3単位)。

日 課 表

福島県立郡山北工業高等学校

	A型（50分授業）	B型（45分授業）	C型（40分授業）	D型（40分授業）
SHR	8:35~8:40			
全校集会				8:50~ 9:40
1校時	8:50~ 9:40	8:50~ 9:35	8:50~ 9:30	9:50~10:30
2校時	9:50~10:40	9:45~10:30	9:40~10:20	10:40~11:20
3校時	10:50~11:40	10:40~11:25	10:30~11:10	11:30~12:10
4校時	11:50~12:40	11:35~12:20	11:20~12:00	12:20~13:00
昼休み	12:40~13:25	12:20~13:05	12:00~12:45	13:00~13:45
5校時	13:25~14:15	13:05~13:50	12:45~13:25	13:45~14:25
6校時	14:25~15:15	14:00~14:45	13:35~14:15	14:35~15:15
清掃	15:15~15:35	14:45~15:05	14:15~14:35	15:15~15:35
SHR	15:35~	15:05~	14:35~	15:35~

生徒心得

諸君は将来、必ず社会に一人立ちして行かねばならない。一人立ちとは、現実の諸問題を自分で正しく判断し、決断と実践する力を持ち合わせていることを意味する。高等学校の3年間は、そのために自らの心と身体を鍛え、いかなる事態にも対応できる健康で豊かな人間をつくる修練の期間であるということができよう。

故にこの生徒心得は、生徒相互の努力と協力によって集団の秩序と規律を確立し、豊かで実りある高校生活を送ることを通じて所期の目的を達成するためのルールである。

1 一般心得

1. 常に本校生としての自覚を持ち、校則に従い入学時の誓約を誠実に実行する。
2. 豊かで充実した学校生活を送るため、各人が自主的に規律と責任を重んじ行動する。

2 服装

1. 服装は質素を旨とし、華美なものは避け、清潔・端正かつ本校生としての品位を失わないよう常に心掛ける。
2. 登下校の際および校内においては、本校所定の制服（服装に関する規則による）を着用する。休日および休業日の登校の際も制服を着用する。
3. 学校を代表して対外的行事および活動に参加する場合も、制服を着用する。ただし、指導または引率教師の指示があった場合はその服装とする。
4. 6月1日から9月30日までの期間は夏季服装とする。
5. 冬季の防寒具は端正なものとし華美なものは避ける。
6. やむを得ず異装をする場合は規定の許可を受ける。
7. その他細部については服装に関する規則に従う。

3 登下校

1. 8時30分までに登校する。
2. 乗物による通学者は常に安全に心掛け、それぞれ次の願または届を提出する。
 - (1) 自転車…（自転車通学許可申請書）
 - (2) 自動車・バイク…自動車およびバイクによる通学は許可しない。
3. 携行品は学習に必要なものとし、不要な品は携行しない。
 - (1) 持参するバッグは次のようなものにする。
 - ① 教科書、ノートの入る大きさのもの。
 - ② 華美でなく高校生らしいもの。
4. 欠席・遅刻または早退するときは次の届または願を提出する。
 - (1) 欠席（欠席届）学級担任に届出て承認を得る。※保護者からの連絡があるときはこれを届に替える。
 - (2) 遅刻（遅刻届）学級担任（または副担任）および教頭の承認を得た後、教科担当に申出て入室する。

(3) 早退（早退届）学級担任（または副担任）および生徒指導部長の承認を得た後早退する。ただし、健康上の理由による場合は養護教諭の診断を受け、早退することがやむを得ないものであることを証する「保健連絡票」を添えて承認を得る。翌日「早退願」の保護者連絡書を担任に提出する。

5. 生徒の忌引日数は次に定める日数を限度とする。

- (1) 父母（7日）(2) 祖父母（3日）(3) 兄弟姉妹（3日）(4) 伯叔父母（1日）
- (5) 曾祖父母（1日）

4 校内生活

1. 授業

- (1) 始業の合図で着席し、授業開始を待つ。
- (2) 授業開始時、終了時には起立し礼をする。
- (3) 質問または応対するときは起立する。
- (4) 学習上必要な用具は各自携行し、貸借しない。
- (5) 教室の秩序を乱すような行動をしない。
- (6) 体育、実習その他で教室を離れる時は戸締りをして貴重品は厳重に保管する。

2. 休憩時

- (1) 休憩時であっても無断で外出してはならない。やむを得ず外出する時は学級担任（又は副担任）および生徒指導部長に外出届を提出し承認を得る。
- (2) 学校の連絡、指示に注意する。
- (3) 食事は定められた時間に定められた場所でとる。
- (4) 上履で校舎外に出ない。

3. 清掃

- (1) 毎日当番が放課後定められた場所を清掃する。
- (2) 校内は常に清潔を保つように心掛け、紙屑、雑草その他は定められた場所に処理する。
- (3) 掃除用具は定められた場所に整頓し数を整えておく。
- (4) 樹木、草花を愛し、環境の美化に努める。

4. 礼儀・態度

- (1) 言葉遣い、動作は明朗活発にして、礼儀正しく気品を保つよう努める。
- (2) 教職員、来客および上級生に対しては適切な礼儀を保ち、挨拶と会釈を励行する。
- (3) 生徒間にあっても礼を失せず、互いに敬愛の念をもって接する。
- (4) 職員室等へ入室するときは声をかけノックする。

5. 考査

- (1) 考査には厳正な態度でのぞみ、不正行為はしない。また不正行為と誤解される行動も厳に慎む。
- (2) 机の中は空にし、前後逆にする。
- (3) 机は6列とし、出席番号順に着席する。
- (4) 机の下や脇に物を置かない。カバン等は原則として教室に置かず、ロッカーの上等に置く。
- (5) 下敷は使用しない。
- (6) 用具の貸借はしない。
- (7) 筆入れ等を机上に置かない。
- (8) 電卓の使用は教科担任の指示に従う。
- (9) 答案は考査終了時に番号順に整理して提出する。
- (10) 携帯電話等は、考査場に持ち込まない。

※ 不正行為のあった場合には、その科目は0点とし、以後のテストは受験できない。

5 校外生活

1. 校外での生活については、余暇の善用に努め、規律ある生活をする。
2. 自動車およびバイクの使用は、いかなる理由があっても一切禁止する。
3. 飲酒、喫煙、薬物乱用等をしてはならない。
4. 遊技場等、不健全な場所に入ってはならない。
5. 学割が必要な場合は「学割交付願」を提出する。
6. 夜間外出は好ましくない。やむを得ず外出する時は保護者の同意を得、用件、行先、帰宅時間を明確にして午後9時までには必ず帰宅する。
7. 登山については、引率教師または指導者が必ず付くことを条件とし、「計画書」を提出して「届出済証」の交付を受けてから行う。（生徒だけでは行かない）
8. 外出および旅行の際は必ず身分証明書を携行する。
9. アルバイトについては別に定める。
 - (1) アルバイトは原則として許可しない。ただし、やむを得ない事情がある場合には「アルバイト許可願」を提出してから行うことができる。
 - (2) アルバイトは保護者の責任と学校の指導の下で行う。
 - (3) アルバイトを認める条件は次のとおりとする。
 - ① 保護者からの申出があること。
 - ② 事業所からの「受け入れ届」を添え「アルバイト許可願」が提出されていること。
 - ③ 長期の休業の場合は休業日数の1/3を越えないものであること。
 - ④ 自宅から通勤でき、かつ21時以降の帰宅にならないものであること。

- ⑤ 成績不振教科がないこと。
- ⑥ 風紀上および保健上好ましくない場所または仕事でないこと。
- ⑦ 万一事故が発生した場合の保障が明確であること。

6 その他

1. 次のような場合は速やかに学級担任または係職員まで届け出る。

- (1) 校内において金銭または物品を紛失したとき。
- (2) において他人より金銭の強要や暴行などを受けたとき。
- (3) 内または登下校時に発病，負傷または事故に遭うか起こしたとき。
- (4) 外において補導を受けたとき。

2. この生徒心得を遵守しない場合は特別に指導される。

電話・メール相談窓口

- 1 ふくしま24時間子どもSOS（いじめ電話相談）
※夜間休日も含めて24時間体制 0120-916-024
- 2 ダイヤルSOS【教育センター】（いじめ，不登校，体罰，学校生活不適應ほか教育全般）
※電話相談 月～金 10：00～17：00 0120-453-141
- 3 教育相談【特別支援教育センター】
（家庭や学校などで特別な支援を必要とする子どもやその保護者，担当教員の相談）
※電話相談 月～金 9：00～17：00 （相談専用） 024-951-5598
（代 表） 024-952-6497
- 4 地域教育相談【教育庁各教育事務所】
※電話相談 月～金 10：00～17：00 県北地区…… 024-523-2818
県中地区…… 024-935-1485 県南地区…… 0248-23-1667
会津地区…… 0242-29-548 南会津地区… 0241-62-5255
相双地区…… 0244-26-1314 いわき地区… 0246-24-6215
- 5 ヤングテレホンコーナー【福島県警察本部県民サービス課】
（家庭，学校，友人関係など，青少年の思春期の悩みや子どもの非行問題に関すること）
※電話相談 月～金 9：00～17：00 024-526-1189
- 6 いじめ110番【福島県警察本部県民サービス課】（あらゆるいじめに関すること）
※電話相談 月～金 9：00～17：00 0120-795-110
- 7 思春期相談ホットライン県北保健福祉事務所…peer@pref.fukushima.lg.jp
県中保健福祉事務所…teens_kentyuu@pref.fukushima.lg.jp
県南保健福祉事務所…teens_kennan@pref.fukushima.lg.jp
※メール相談 24時間 返信に時間がかかることがあります。

服装に関する規程

1. 服装

(1) 男子

- ① 学校指定の黒詰襟・標準型学生服とする。
- ② 科章（赤，緑，青）を左襟端4cm中央に穴を開けてつける。
- ③ ベルトは茶，紺または黒系とする。
- ④ 通学靴及びソックス黒色標準型短靴または華美でない靴とする。ソックスは白色（ワンポイント可）・黒色・濃紺とし，その他は認めない。ただし，卒業式・入学式の際は黒紺系とする。

(2) 女子

- ① 規定の制服（別図参照）を着用し，左胸に科章を付ける。
- ② ブラウスは白色で規定の角襟のものとする。
- ③ ストッキングの色は肌色とする。
- ④ ソックスは白色（ワンポイント可）・黒色・濃紺としその他は認めない。ただし卒業式・入学式の際は黒紺系のハイソックスとする。またソックスの長さは，膝下までとする。
- ⑤ 通学靴は華美でない革靴又は靴とする。
- ⑥ ベルト，イヤリング，指輪等派手な装身具は用いない。
- ⑦ 口紅，色つきリップクリーム，ファンデーション，マニキュア等の化粧は認めない。

2. 上履き

定められた上履きを用いる。

3. 運動着・実習着

体育時および実習時にはそれぞれ定められた服装をする。

4. 頭髪等

(1) 男子

- ① 頭髪は高校生らしい端正な髪型とし耳や襟，眉毛にかからない程度に整髪する。
- ② パーマ，カール，変色および変形をしない。
- ③ 眉はみだりに加工しない。

(2) 女子

- ① 髪型は服装との調和に心掛け，流行を追うことなく，パーマ，カール，変色および変形をしない。地毛であっても故意に脱色した場合も認めない。

② リボン，ヘアバンド等派手な装飾は用いない。

③ 口紅，色付きリップクリーム，ファンデーション，マニキュア等の化粧は認めない。

5. 夏季服装

(1) 男子

① 上衣の代わりに学校指定の白のYシャツとする。

② シャツはズボンの上に出さない。

③ 肌着は学校指定 T シャツまたは華美でないものとする。

(2) 女子

① 規定の長袖か半袖のブラウスにベストを着用する。

Yシャツは認めない。

② 左胸に科章を付ける。

6. 冬季服装（男女）

① コート・ジャンパー類，マフラー，手袋またはブーツ等を着用するときは実用的なものとし，端正にすること。

② コート・ジャンパー類の色は華美でないものとする。

③ セーター・カーディガンを着用するときは，制服の上着とブラウスの間にセーター等を着るときは，Vネックで，色は白，紺，茶，黒等の華美でないものとする。

④ 女子生徒のタイツは黒とし装飾付きのものや濃紺は認めない。

（卒業式は除く）

付 則

1. この規則は，昭和58年5月2日より施行する。

2. この規則は，平成8年4月1日一部改正。

3. この規則は，平成11年4月1日一部改正。

4. この規則は，平成21年4月1日改正。

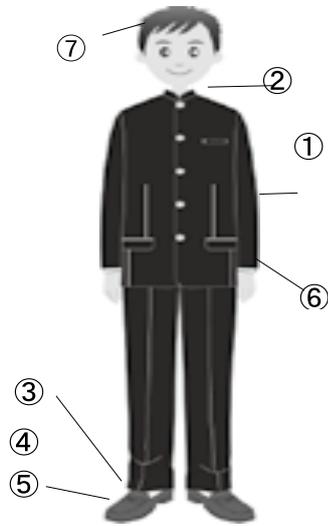
5. この規則は，令和3年4月1日一部改正。

6. この規則は，令和5年4月1日一部改正。

7. この規則は，令和6年4月1日一部改正。

●男子の服装について

(参照)夏季服装

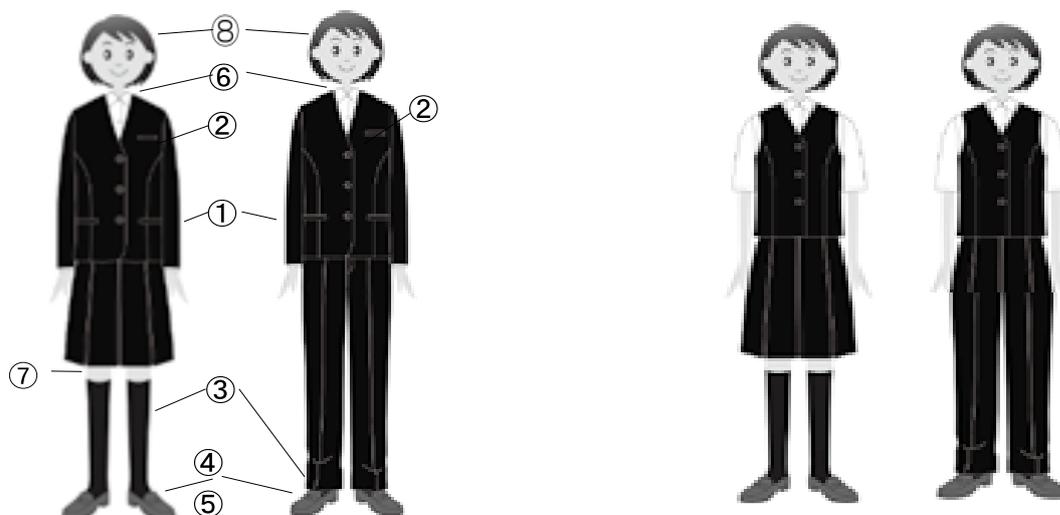


服装【春・秋・冬】

番号	項目	男子
①	学 生 服	学校指定の制服
②	科 章 ボ タ ン	所定の位置につけてある
③	ソ ッ ク ス	白色（ワンポイントまで可）・黒色・濃紺 ただし、卒業式・入学式の際は黒紺系とする
④	靴（下ばき）	黒色標準型短靴またはズック靴
⑤	サンダル（上ばき）	学校指定のもの
⑥	Ｙ シ ャ ツ	学校指定のもの 学生服の下に着用
⑦	頭 髪	<ul style="list-style-type: none"> ・高校生らしい髪型で、襟や耳にかからない ・眉毛にかからない。 ・パーマ、カール、変色、変形をしない。
そ の 他		<ul style="list-style-type: none"> ・ベルトは茶、紺、または黒系とする。 ・イヤリング、ピアス、指輪等装身具は用いない。 ・夏季服装， 冬季服装は「服装に関する規定」を参照

●女子の服装等について

(参照)夏季服装



服装【春・秋・冬】

番号	項目	女子
①	学生服	学校指定の制服
②	科章	左胸につける
③	ソックス	白色（ワンポイントまで可）・黒色・濃紺 卒業式・入学式の際は黒紺系のハイソックスとする
④	靴（下ばき）	華美でない革靴またはズック靴
⑤	サンダル（上ばき）	学校指定のもの
⑥	ブラウス	白色で規定の角襟のもの
⑦	ストッキング	肌色
⑧	頭髪	・服装との調和を心がけ、流行を追わずパーマ、カール、変色、変形しない。 ・リボン・ヘアバンド等、派手な装飾は用いない。
	その他	・ベルト、イヤリング、ピアス、指輪等装身具は用いない。 ・口紅、色付きリップクリーム、ファンデーション、マニキュア等の化粧は認めない。 ・スカートの長さは膝がかくれる程度。 ・夏季服装、冬季服装は「服装に関する規定」を参照

自転車通学に関する規程

(許可基準)

第1条 自転車通学を許可する基準は次のとおりとする。

1. 交通規則を守り、安全運転ができること
2. 本校の諸注意指導をよく励行していること
3. 保護者の同意があること
4. 必ず雨ガッパを準備すること

(使用を禁止する自転車)

第2条 通学に使用を禁止する自転車は次のとおりとする。

1. ハンドルが極端に低いもの、または高いもの
2. ハンドルが極端に狭いもの、または広いもの
3. 整備不良のもの
4. 車輪の極端に小さいもの、または前後輪の異なるもの
5. 防犯登録済でないもの
6. 通学許可ステッカーの貼付されていないもの

付 則

1. この規則は、昭和53年10月1日より施行する。
2. この規則は、平成8年4月1日一部改正。

運転免許に関する規程

第1条 本校在学中は、バイク（原動機付自転車，自動二輪車）の運転免許取得および使用を禁止する。

第2条 運転免許取得は，第3学年であって，次の各条件を満たしたものに許可する。

1. 原則として，卒業後の進路が内定したもの
2. 卒業まで，運転をしない旨の誓約書を提出したもの

第3条 自動車学校入校の時期は11月1日以降とし，免許取得後卒業まで免許証は保護者が管理するものとする。

付 則

1. この規則は，昭和53年10月1日より施行する。
2. この規則は，平成26年4月1日一部改正。

週番に関する規程

（週番の任務）

第1条 週番は各ホームルームの生徒2名ずつ輪番に職員週番のもと1週間服務する。

週番が欠席した場合は次番が代行する。

2. 週番は学級担任をたすけ教室内の清潔整頓，風紀維持等諸般の任務を行う。
3. 週番は学級担任及び他の職員の通達事項を伝達し，必要に応じて当該ホームルームを代表する。
4. 週番は教科担任と連絡し，授業の進行に支障ないようにする。
5. 週番は掃除終了後，担当区域内の火気，盗難に対する防止の方法を完全に行い，ホームルーム内のその日の各状況をHR日誌に記録し，学級担任に報告する。

図書閲覧・貸出に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、本校の図書館の運営及び図書の閲覧・貸し出しに関し、必要な事項について定めることを目的とする。

(図書館利用者の資格)

第2条 本校図書館を利用できる者は本校職員、生徒及び図書部主任の許可を得た者とする。

(開館日)

第3条 図書館の開館日は次のとおりとする。

- (1) 生徒の登校日は原則として開館する。
- (2) 長期休業期間は、学校運営に支障のない範囲で開館する。
 2. 土・日曜の休日及び祝祭日は休館とする。
 3. 図書の整理及び図書館運営の必要上やむを得ないときは休館とすることができる。
 4. 休館は図書部主任があらかじめ校長の承認を得て定め事前に職員及び生徒に連絡する。

(閲覧時間)

第4条 閲覧時間は、8時20分より16時50分とし、季節又は気象条件を考慮し、多少の変更ができるものとする。

(貸出手続)

第5条 図書貸出の手続きは次による。

- (1) 貸出 窓口持参→氏名確認→コンピュータによる処理→完了
- (2) 口持参→コンピュータによる処理→完了
 2. 開館日は原則として図書貸出を行う。変更あるときはそのつど知らせる。
 3. 図書の貸出は1人5冊とする。ただし長期休業中は無制限に貸出することができる。
 4. 図書貸出期間は、貸出日より1週間以内とする。引続き借用する場合は更新手続きをとらなければならない。
 5. 次の図書類は館外貸出をしない。
 - (1) 辞書、事典、年鑑
 - (2) 新聞
 - (3) 雑誌(最新号)
 - (4) その他、図書部主任の指定した図書類

(禁 忌)

第6条 前条の規定を遵守しない場合、定期貸出を停止することができる。

第7条 図書を破損し、又は紛失したときは弁償をさせるものとする。

第8条 閲覧中静粛を乱し、あるいは閲覧心得に反する場合は係員が退館を命じることができる。

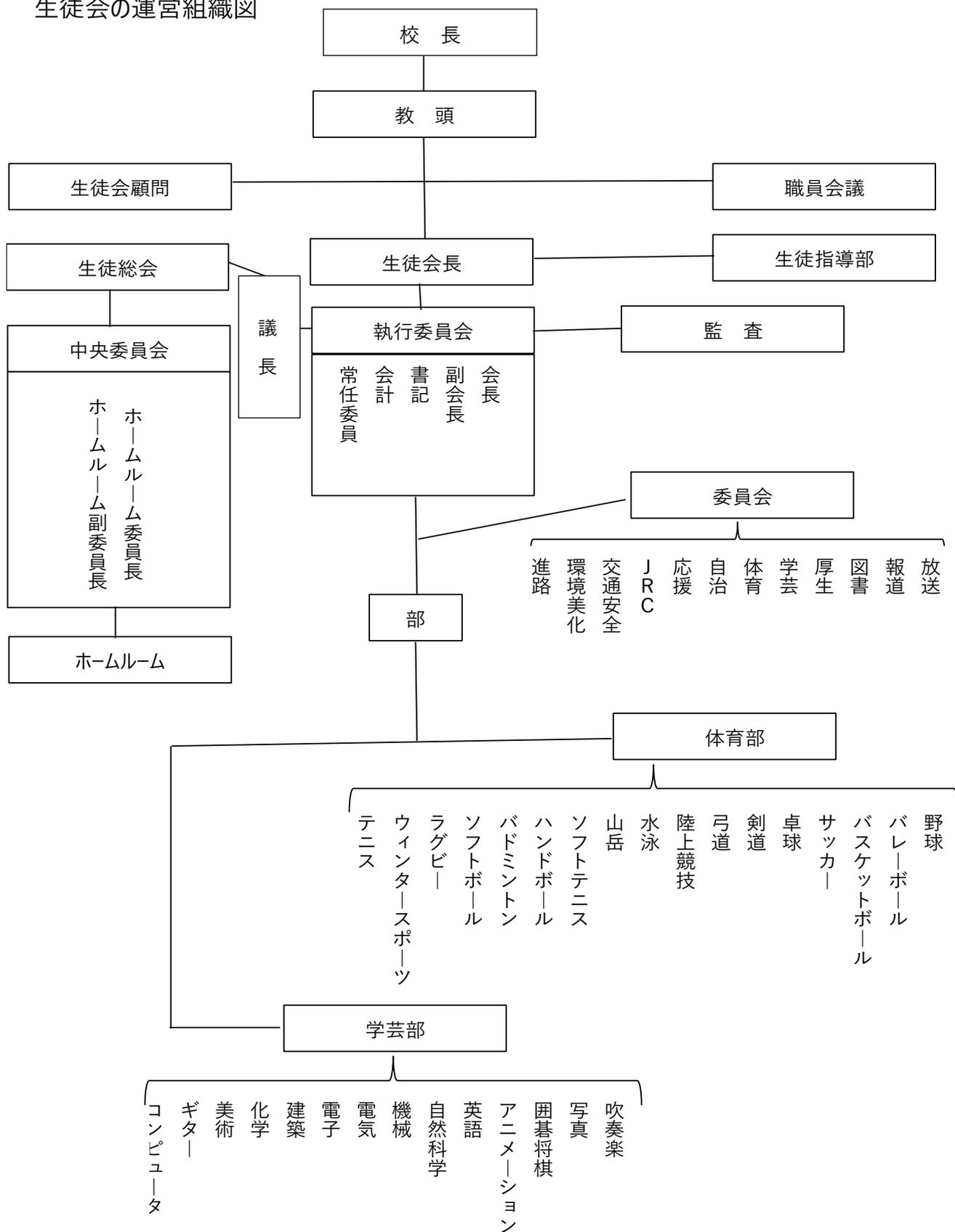
付 則

1. この規程は、昭和53年10月1日より適用する。
2. この規程は、平成26年4月1日一部改正。
3. この規程は、令和3年4月1日一部改正。

図書閲覧心得

1. 館内においては、静粛に努め、他人に迷惑をかけないこと。
2. 携帯電話やスマートフォンの使用については「携帯電話等の使用に関する規程」に準ずること。
加えて、館内での通話はしないこと。
3. 館内における飲食は厳禁とする。飲食物は持ち込まないこと。
4. 閲覧した図書、雑誌は必ず所定の位置に正しく戻すこと。
5. 図書は丁寧に扱い、特に絶対、火気に近づけないこと。
6. 図書を取り扱う際には、次の事項を守ること。
 - (1) 事前に手を洗うこと。
 - (2) 落書きや、書き込みをしないこと。
 - (3) 頁を折ったり、切り取ったりしないこと。
 - (4) 直射日光にさらさないこと。
7. 退館の際は、椅子を定位置に納めること。

生徒会の運営組織図



生徒会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、「福島県立郡山北工業高等学校生徒会」と称し、本部を同校内におく。

第2条 本会は民主主義の理念に基づき、会員の自治活動を通じ、よりよい校風をつくり、将来の社会人としての資質と能力を養うことを目的とする。

第2章 会 員

第3条 本会は、本校生徒をもって構成する。

第4条 会員は、本会活動に参加する権利と義務をもつ。

第3章 組 織

第5条 本会の運営のため、つぎの機関をおく。

1. 議決機関 生徒総会, 中央委員会
2. 執行機関 執行委員会, 専門委員会
3. 監査機関 監査
4. 学 級
5. 部および愛好会

第4章 役 員

第6条 本会の役員をつぎのとおりとし、いずれも全会員の投票により選ばれるものとする

- | | |
|------------|----|
| 1. 会 長 | 1名 |
| 2. 副 会 長 | 2名 |
| 3. 書 記 | 1名 |
| 4. 会 計 | 2名 |
| 5. 常 任 委 員 | 2名 |

- | | |
|----------|----|
| 6. 監 査 | 2名 |
| 7. 議 長 | 1名 |
| 8. 副 議 長 | 1名 |

第7条 役員の任期は、10月1日から翌年9月30日までとし、再任は妨げない。

第8条 役員の任務をつぎのとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、執行委員会を主宰し、さらに本会活動を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
3. 書記は、本会に関する記録の作成および保管にあたる。
4. 会計は本会の会計に関することを行う。
5. 常任委員は会長の下で、本会の企画、運営にあたる。
6. 監査は、本会会計および備品の監査を行い、その結果を会員に報告する。
7. 議長は、総会および中央委員会を会長の要請により招集し、会を進行し、さらに議事録を監督する。
8. 副議長は議長を補佐する。

第5章 総会および中央委員会

第9条 総会は本会の最高議決機関であり、毎年1回定例総会を開き、次の事項を議決する。

1. 予算および決算
2. 会則の改正
3. その他全会員に関わる重要な事項

第10条 総会は全会員の2/3以上の出席で成立し、その議決は過半数で決定する。

第11条 総会は議決により、その審議と決定を中央委員会に委任することができる。

第12条 中央委員会は、各学級を代表する中央委員（各学級2名）と役員によって構成される。

第13条 中央委員会は、定数の3/5以上の出席で成立し、その議決は過半数を必要とする。

第14条 中央委員会は、総会により委任された事項および第9条1, 2, 3項を除く事項について議決する。

第15条 会長は、緊急で重要と判断した問題の審議のため、いつでも中央委員会の開会を議長に要請することができる。

第6章 執行機関

第16条 執行委員会は会長、副会長、書記、会計、常任委員をもって構成し、本会の運営に関する一切の企画立案を行う。

第17条 執行委員会は、その下部機関として専門委員会をおき企画の実現をはかる。

第7章 学 級

第18条 学級は本会活動の最も基本的単位であり、活動の基礎である。

第19条 学級はつぎの役員および係で構成される。

1. 学級委員

(1) 学級委員長（中央委員を兼ねる） 1名

(2) 学級副委員長（中央委員を兼ねる） 1名

(3) 書 記 1名

(4) 会 計 1名

2. 係（下記に定める人数以上とする）

(1) 放送委員 1名

(2) 報道委員 1名

(3) 図書委員 1名

(4) 厚生委員 2名

- | | |
|-------------|-----|
| (5) 学芸委員 | 1名 |
| (6) 体育委員 | 2名 |
| (7) 自治委員 | 1名 |
| (8) 応援委員 | 2名 |
| (9) JRC委員 | 1名 |
| (10) 交通安全委員 | 2名 |
| (11) 環境美化委員 | 2名 |
| (12) 進路委員 | 2名 |
| (13) その他 | 若干名 |

第20条 学級役員および係の選出は年度当初に行う。任期は原則として1年とする。

ただし、1年生については、2学期当初に選出し直すこともできる。

第8章 専門委員会

第21条 本会につぎの専門委員会を設ける。

1. 放送委員会

放送および連絡に関すること。

2. 報道委員会

出版および新聞発行に関すること。

3. 図書委員会

図書館運営への協力と読書普及及び視聴覚に関すること。

4. 厚生委員会

福利厚生、保健衛生および環境整備に関すること。

5. 学芸委員会

学芸各部の行事計画立案運営に関すること。

6. 体育委員会

校内体育行事の計画立案運営に関すること。

7. 自治委員会

校内生徒の風紀規律に関すること。および本会の役員選挙ならびにその他の選挙に関すること。

8. 応援委員会

全校生の応援指導ならびに指揮に関すること。

9. JRC委員会

校内における青少年赤十字活動に関すること。

10. 交通安全委員会

生徒の交通安全についての企画、運営に関すること。

11. 環境美化委員会

清掃活動や環境美化に関すること。

12. 進路委員会

進路計画及び活動に関すること。

第9章 部および愛好会

第22条 本会につぎの部を設ける。なお、部および愛好会の設立、休部、廃部の手続きについては別に定める。

1. 体育系部

野球、バレーボール、バスケットボール、サッカー、卓球、剣道、弓道、陸上競技
水泳、山岳、ソフトテニス、ハンドボール、バドミントン、ソフトボール、
ラグビー、ウィンタースポーツ、テニス

2. 学芸系部

吹奏楽、ギター、写真、英語、化学、機械、電子、美術、電気、建築、自然科学、
アニメーション、囲碁将棋、コンピュータ

第23条 部は、部長、副部長、書記、会計の役割をもつ者、および部員で構成し、部員名簿
備品台帳および会計簿を作成しなければならない。

第10章 会計

第24条 本会の会計は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第25条 本会の経費は、会費、入会金、事業収入および寄附金をもって充てる。

第26条 本会の会費は年額15,000円、入会金は5,000円とし、会費および入会金の額の変更は総会で行う。なお、本会の会計に関しては別に定める。

第11章 会員の直接請求

第27条 会員は本活動に対し、次の請求を起すことができる。

1. 役員の解職請求については、全会員の1/6の署名を必要とし、全会員数の2/3以上の賛成で成立する。
2. 監査の請求については、全会員の1/10の署名を必要とする。
3. 臨時総会の請求については、全会員の1/10の署名を必要とする。

第28条 会員の直接請求は、いずれも議長に提出される。議長は、自治委員によって構成された選挙管理委員会に署名を審査させ、必要な手続きを各機関に命ずる。

第12章 生徒会功労章

第29条 生徒会活動に功労のあった会員に対し、職員会議の承認を得て生徒会功労章を授与することができる。

付 則

1. 本会則は、昭和52年4月1日より適用する。
2. 本会則で、郡山北工業高等学校生徒会臨時措置に関わる条項は、その適用を除外する。
3. 本会則は、昭和58年5月2日一部改正。
4. 本会則は、平成8年4月1日一部改正。
5. 本会則は、平成19年4月1日一部改正。
6. 本会則は、平成21年5月1日一部改正。
7. 本会則は、平成22年4月1日一部改正。
8. 本会則は、平成24年4月1日一部改正。
9. 本会則は、平成29年4月1日一部改正。
10. 本会則は、令和4年4月1日一部改正。
11. 本会則は、令和6年4月1日一部改正。

生徒会会計規程

第1章 総 則

第1条 この規程は生徒会会則第26条による。

第2条 会計を一般会計と特別会計に分ける。

2. 一般会計は生徒会会費，入会金その他で賄い，特別会計は特定の収入をもって特定の支出にあて，一般会計と区別して経理する。

第3条 会計年度は生徒会会則第24条による。

第2章 予 算

第4条 一般会計の予算作成は次の手続きによる。

1. 各専門委員会，各部は生徒会所定の予算請求書に，使途，金額を詳細に明示し生徒会事務局会計に提出する。
2. 生徒会事務局は要求書に基づき査定を行い，委員長および部長を加えた予算会議において予算案を作成する。
3. 予算案は中央委員会で承認を得た後，生徒会総会の議決を経て成立する。

第3章 収 入

第5条 一般会計の生徒会会費は年額15，000円，入会金は5，000円とする。

第6条 特別会計に伴う臨時会費は生徒会事務局の発議により中央委員会の承認を得て徴収することができる。

第7条 特別会計の残金およびその他の収入は一般会計に繰り入れる。

第4章 支 出

第8条 予算の支出は次の手続きによる。

1. 各専門委員会，各部の責任者は生徒会所定の支出調書に必要事項を記載し，顧問の承認を得て生徒会会計に提出する。ただし，提出の際は，納品書と請求書あるいは領収書を添付すること。
2. 生徒会会計は提出された書類の記載事項につき，審査し，会長および生徒会顧問の承認を得る。
3. 承認を得た支出は顧問および会計を通して支払われる。

第9条 予算費用の流用は原則として認めない。ただし、予算執行上やむを得ない場合はその理由、金額および用途を明記して生徒会事務局に提出し、承認を得た場合はこの限りではない。

第10条 予算超過は原則として認めない。ただしやむを得ない場合は、生徒会事務局で審査し、中央委員会の承認を得た場合はこの限りではない。

第5章 決 算

第11条 会計は年度末に締め切り、一般会計および特別会計の収支決算報告書を作成し、翌年度の総会において承認を得なければならない。

第12条 年度末の収支決算において残金が生じた場合は、翌年度の一般会計に繰り入れる。

第13条 監査は年2回とし、監査委員がこれにあたる。また、会員の（監査の）請求がある場合は、帳簿を公開しなければならない。その手続は会則第27条の2による。

第6章 その他（補則）

第14条 本会所属の物品を破損または紛失した場合は、その状況によってまたは相当金額を弁償させることができる。

第15条 本規程の改正は中央委員会で出席委員の2/3以上の賛成を必要とする

付 則

1. 本規程は、昭和52年4月1日より施行する。
2. 本規程は、平成8年5月2日一部改正。
3. 本規程は、平成29年4月1日一部改正。

生徒会旅費規程

第1条 本規定は生徒会大会費より支出される対象のみに適用される。

第2条 大会費より支給される対象は次の通りで、いずれも事前に生徒会事務局の承認を必要とする。

1. 体育系部

県内で開催される県高体連大会，県総合体育大会，県新人大会，および他の1つの大会。ただし，野球部については，高校野球選手権大会，春季県下高校野球大会，秋季県下高校野球大会とする。

参 考

(1) 上記大会は，地区予選を含む。

2. 学芸系部

県内で開催される連盟主催の総会，大会，研究発表会等，および吹奏楽部の体育系部の大会における応援。

3. 専門委員会および生徒会役員

県連盟主催の総会，大会および研究発表会，生徒会事務局が認めたもの。

4. 開催地が郡山市内の場合は原則として支給しない。列車で一駅以上の場合は支給する。

第3条 旅費支給人数は次による。

1. 体育系部は，大会規定に定められた参加人数とする。

(ただし，団体，個人の重複支給はしない。)

2. 学芸系部は連盟総会において3名以上とする。その他については，生徒会事務局の判断により決める。吹奏楽部は50名を限度とする。

3. 個人種目で参加する場合で，選手の練習調整相手の参加は認めるが旅費の半額とする。

第4条 本規定の第3条1項にかかわらず，若干名の増員を参加人数として認める。

ただし，旅費は支給しない。

第5条 交通費は原則支給しない。ただし宿泊を伴わない場合は次により交通費を支給する。

1. 原則として郡山駅より開催地までの普通列車料金の30%。ただし団体扱いが適用される人数の場合は，団体列車料金の30%。飯坂線は30名から団体券利用は可能である。

2. 開催地の駅から宿舎，会場までの往復および宿舎と会場との往復区間で生徒会事務局が認めた場合のバス賃の30%。タクシーの使用は原則として認めない。

3. 派遣人員が多い場合は，生徒会事務局の判断で貸し切りバスを使用することができる。

第6条 宿泊費の支給は次による。

1. 宿泊費は1泊2食とし，一律5，000円を支給する。

2. 県大会での宿泊の可否については原則として教員の旅費規程による。

付 則

1. 本規程は，昭和54年4月1日より適用する。

2. 本規程は，平成11年4月1日一部改正。

3. 本規程は，平成17年4月1日一部改正。

4. 本規程は，平成18年4月1日一部改正。

5. 本規程は，平成21年4月1日一部改正。

6. 本規程は，平成29年4月1日一部改正。

選挙規程

第1条 本規程は、会則第6条の規定により、役員選挙に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 本会の役員選挙は、毎年9月に行い、自治委員により構成された選挙管理委員会が一切の事務運営にあたる。

第3条 立候補するものは、責任者1名連署の上、あらかじめ定められた届出期間中に選挙管理委員会に届け出なければならない。

第4条 当選は次のようにして決定する。

1. 会長は有効投票数の過半数を必要とする。もし過半数を得られない場合は、上位2名で再投票を行い決定する。
2. その他の役員については得票順で決定する。定員内のときは無競争当選とする。

第5条 選挙に関するその他の細則は、選挙管理委員会が別にこれを定める。

付 則

1. 本規程は、昭和52年4月1日より施行する。

生徒会役員の選挙に関する細則

(目的)

第1条 本細則は、選挙規程第5条に基づき役員の選挙に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(公示)

第2条 役員の選挙に関し投票日1週間前に公示しなければならない。

2. 公示内容は次のとおりとする。

- (1) 役員名および定数
- (2) 立候補の受付
- (3) 立候補者立会演説会
- (4) 投票日
- (5) 開票日
- (6) その他必要な事項
- (7) 選挙管理委員会事務局

(立候補の受付)

第3条 立候補の受付は3日間とし、毎日午後3時30分から4時30分まで事務局で行う。

2. 立候補届出書(様式1)は選挙管理委員会事務局で交付する。
3. 立候補の届出を受理したときは立候補届出受理証(様式2)を交付しなければならない。
4. 立候補の届出を締切ったときは速やかに立候補者名を校内に告示する。名簿の登載は受付順とする。

(立候補の届出)

第4条 立候補しようとする者は立候補届出書に必要事項を記入し、受付期間内に選挙管理委員会立候補責任者が届け出る。

2. 立候補の届出をした場合は立候補届出受理証を受領する。

(選挙活動)

第5条 立候補者は立候補届出後自由に選挙活動をすることができる。

(選挙ポスター)

第6条 選挙ポスターは2枚以内とし、所定の場所に掲示する。

2. 選挙管理委員会の認印のないものは掲示してはならない。
3. 大きさはB4版とし、縦長に掲示する。内容は自由とする。
4. 掲示は受付受理後からとする。
5. 撤去は選挙管理委員会で行う。

(選挙公報)

第7条 選挙管理委員会は選挙公報を発行する。

2. 大きさはB4版とし1頁に4名分を載せ、内容は自由とする。
3. 各クラスに2部ずつ配布する。

(立会演説会)

第8条 選挙期間中、立会演説会を行う。

2. 立会演説は、会長、副会長、書記、会計、常任委員、監査、議長、副議長の順に行う。
3. 同一役員の立候補者間の演説順は抽選により決定し、立候補者、同応援者の順に行う。
ただし無競争当選者については立候補者のみとする。
4. 立会演説の時間は立候補者3分以内、同応援者2分以内とする。
5. 再選挙の場合の立会演説は放送によって代えることができる。

(投票)

第9条 投票は立会演説会終了直後に行う。ただし再選挙の場合はこの限りではない。

2. 投票は教室で各HRに選挙管理委員が出向いて行う。
3. 投票用紙(様式3)には予め、立候補者の氏名を記載し投票する者に○印を付す方式とする。
4. 投票日に公欠席で予め欠席が予定される者は不在者投票をすることができる。
5. 不在者投票をする場合は、事務局に出頭し、不在者投票理由申立書(様式4)に必要事項を記入し、不在者投票が正当な理由に基づくものであることを証明しなければならない。

(開票)

第10条 開票は原則として投票当日に立候補責任者の立会のもとで行う。

(開票結果の報告)

第11条 開票を終了したときは、開票の結果を速やかに校内に告示する（様式5）

（当選証書の交付）

第12条 当選者には当選証書（様式6）を交付する。

付 則

1. 本細則は、昭和59年4月1日より施行する。

部および愛好会規程

第1条 本規程は、会則第22条の規程により、部および愛好会の設立、休止、廃止などに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 原則として部は10名以上、愛好会は5名以上の部員および会員をもって組織される。

第3条 愛好会につき次の場合、設立を認めない。

- ① 適切な指導者がいない場合
- ② 既存の部の活動に支障があると認められた場合
- ③ それに類似した部がある場合
- ④ 原則として高体連に属していない体育部愛好会または高文連に属していない学芸部愛好会

第4条 愛好会から部に昇格するためには、次の条件を満たさなければならない。

- ① 体育部愛好会については、設立を認められてから最低3年間の継続した活動を経るものとする。ここでの活動とは、常に公式の試合、大会に出場可能な人数のもとに行われているものを意味する。
- ② 学芸部愛好会については、設立を認められてから最低1年間の継続した活動を経るものとする。
- ③ 愛好会の活動の記録を9月、3月の年度2度、生徒会執行部へ提出する。

第5条 部および愛好会の設立、休止、廃止などに関しては中央委員会が審議決定する。

第6条 愛好会は原則として生徒会予算を必要とせずに運営されなければならない。ただし執行機関において活動に必要と認められた場合は、その限りではない。

付 則

1. 本規程は、昭和52年4月1日から施行する。
2. 本規定は、令和6年4月1日一部改正。

慶弔規程

第1条 会員、本校職員および会員の父母の慶弔に関して次の規定による。

1. 死亡の場合

会員10,000円＋花環 本校職員10,000円＋花環父母3,000円

2. 病気の場合（1ヵ月以上）

会員2,000円 本校職員2,000円

3. 火災、風水害などにより家屋など多大な損傷を被った場合

会員の住居 5,000円 本校職員の住居 5,000円

第2条 本規程の改廃は、中央委員会の決議を必要とする。

付 則

1. 本規程は、平成4年4月1日より施行する。
2. 本規程は、平成7年5月1日一部改正。
3. 本規程は、平成13年1月30日一部改正。
4. 本規程は、平成14年5月2日一部改正。

生徒会功労章規程

第1条 本規則は、会則第29条による。

第2条 表彰者は、校長および生徒会長とする。

第3条 表彰は、年度末に行う。

付 則

1. 本規程は、昭和54年4月1日より施行する。

福島県立郡山北工業高等学校工業クラブ会則

(名 称)

第1条 この組織は、福島県立郡山北工業高等学校工業クラブ（以下工業クラブ）と称する。

(目 的)

第2条 工業クラブは、福島県高等学校工業クラブ連盟の事業に協賛して、本校工業学習の実践と発展および活性化の推進を目的とする。

(事 業)

第3条 工業クラブは、前条の目的を達成するため、次の事業の目標達成に努める。

(1) 福島県高等学校工業クラブ連盟が主催する事業に関すること。

- ① 高校生ものづくりコンテスト
- ② 高校生ロボット競技
- ③ コンピュータアイデアコンテスト
- ④ 各種技術検定試験
- ⑤ その他

(2) 高等学校文化連盟に関すること。

(3) 産業教育フェアに関すること。

(4) 工業技術を生かした社会奉仕活動。

(5) その他、目的達成に必要な事業。

(会 員)

第4条 工業クラブは、本校在籍の生徒をもって組織する。

(機 関)

第5条 工業クラブには、次の機関を置く。

(1) 総 会 工業クラブの事業並びに予算・決算について審議・決定する。

(2) 役員会 工業クラブの事業並びに予算・決算について企画・立案する。

2. 総会は毎年生徒会総会時に開催する。

3. 役員会は総会前に開催する。

(役員)

第6条 工業クラブには、次の役員および顧問を置く。

クラブ会長 1名 副会長 2名 その他役員 4名

顧問(工業クラブ代表(科長代表), 各科代表)

2. 役員は、各科(機械科 2名)から選出し計7名で組織する。
3. 役員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。
4. クラブ会長は、工業クラブ代表の所属する科の生徒とする。
5. 福島県高等学校工業クラブ連盟の生徒評議員はクラブ会長とする。

第7条 役員は、顧問の指導を受け、次の任に当たる。

- (1) クラブ会長は、工業クラブを代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、クラブ会長を補佐し、クラブ会長不在のときは任務を代行する。
- (3) 役員は、事業の計画、予算の審議に当たる。特に、工業クラブ総会や北エテクノフェアの司会進行を担当する。

(経費および会計)

第8条 工業クラブの経費は、年会費をもって充てる。

2. 会計は、顧問が行う。
3. 予算の支出については、校長、教頭、事務長の承認を得なければならない。
4. 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
5. 会計年度末において、校長の指名する職員の監査を受けなければならない。

(規約改正)

第9条 規約の改正は、役員会において審議し、総会の承認を得なければならない。

(付 則)

1. 本規約は、平成20年4月1日より施行する。
2. 本規約は、平成22年4月1日一部改正。
3. 本規約は、令和4年4月1日一部改正。

北工生のための交通ルール

1 はじめに

本校では90%にあたる約750名が自転車を利用して通学をしています。自転車事故は、令和3年度に13件、令和4年度に12件、令和5年度に24件（11月現在）です。多くは擦り傷程度の軽症ですが、一歩間違えれば大きな事故になっているケースも多く見られました。また、自転車側にも過失がある、加害事故も発生しております。さらに、一時停止中の自動車の前を横断しようとして、歩行者に気づかずに発進した自動車と接触してしまう事故が多発している傾向にあります。「車は止まってくれる」と思い込まず、日ごろから交通規則を遵守し交通安全に心がけ、交通事故回避に向けて危険予知能力を養うことが重要です。

R4年度は12件 R5年度は24件 R6年度は24件（1月現在）

2 福島県自転車安全利用五則

- ① 自転車は、原則車道を左側通行、歩道は例外
- ② 歩道は歩行者優先で、車道寄りを通行
- ③ 信号遵守と一時停止・安全確認
- ④ 交通ルール・マナーを守る
 - ・ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ・ 夜間はライトを点灯・反射材着装
 - ・ 運転中の携帯電話・ヘッドホン使用、傘さしの運転の禁止
- ⑤ 被害軽減のためヘルメット着用に努める

3 自転車の通行方法

～みなさんの自転車のマナーを小さい子供が見ています～

原則

～自転車は歩車道の区別のある道路では、車道を通行しなければならない～

自転車は歩道を通行できるのは...

自転車は軽車両であり、車道の左側に寄って通行（道路の左端側）が原則

《道路交通法第17条、第18条》

【普通自転車の歩道通行】 《道路交通法第63条の4第1項》

- ① 普通自転車歩道通行可の標識（右の標識）がある場合は、歩道を普通自転車で通行できます。



② 標識が無くても次の方々は、歩道を普通自転車で通行できます。

・13歳未満の児童・幼児 ・70歳以上の高齢者 ・身体の不自由な人

③ この他、年齢や体の状態に関係無く、道路工事や駐車車両、著しく交通量が多く車道が狭いなど、車道や交通の状況から歩道通行がやむを得ないと認められる場合は、普通自転車で歩道を通行できます。

【歩道通行の方法】《道路交通法第63条の4第2項》

① 普通自転車通行指定部分がない場合は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行して進行しなければならない。（対面通行～双方向通行可）

② 歩行者の通行を妨げることとなる場合は、一時停止しなければならない。

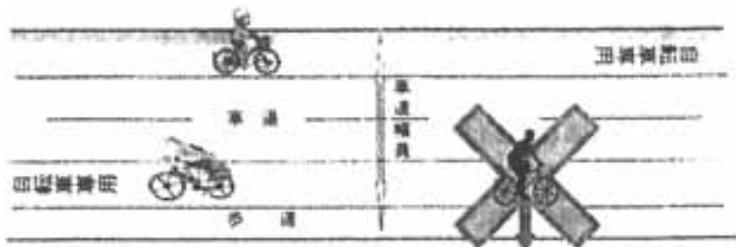
③ 歩道に限らず、自転車など軽車両は並進してはなりません。



普通自転車は「並進可」の標識（右の標識）がある場合は、2台までに限り並進することができます。

【自転車専用通行帯】《道路交通法第20条》

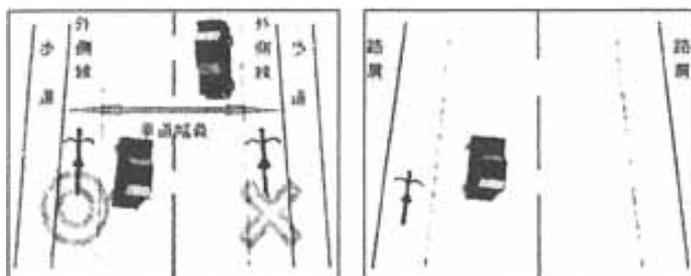
車道上に交通規制として自転車専用の通行帯を設置したもので、同通行帯はあくまで車道であることから、通行方法は自動車と同じく左側通行となります。



【路側帯の自転車通行方法】《道路交通法第17条の2》自転車は路側帯を通行できます。ただし歩行者用路側帯及び著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合は除かれます。また、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければなりません。

【外側線】

【一般の路側帯】



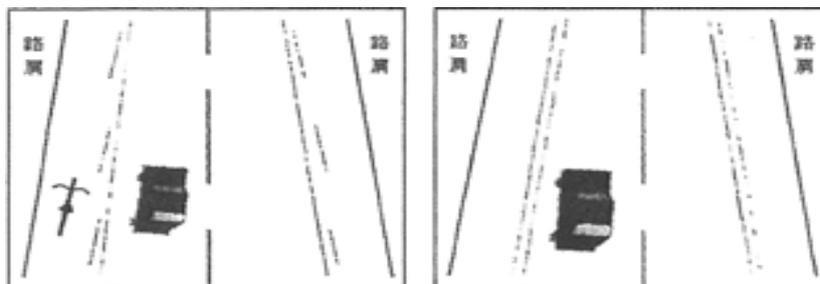
自転車は左側を通行しなければなりません 実線の一般路側帯は自転車通行可

【駐停車禁止路側帯】

【歩行者用路側帯】

実線と破線の組合せの路側帯は自転車通行可

二本の実線の路側帯は自転車通行不可



※ 車道外側線と路側帯の違い《道路交通法第2条3の4，第2条2項，標識令第7条》

車道外側線のうち，歩道が設けられていない路側帯寄りに標示されたものは路側帯とみなされます。

【横断歩道の自転車通行方法】

《道路交通法第63条の6，第63条の7，交通の方法に関する教則第3章第2節1(5)》

自転車は，自転車横断帯がある場合には，自転車横断帯によって横断しなければならず，横断歩道は，あくまで歩行者の横断の用に供する場所であることから「横断中の歩行者がいないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き」自転車に乗車したまま横断歩道を通行してはいけません。横断歩道は歩行者優先が大原則です。

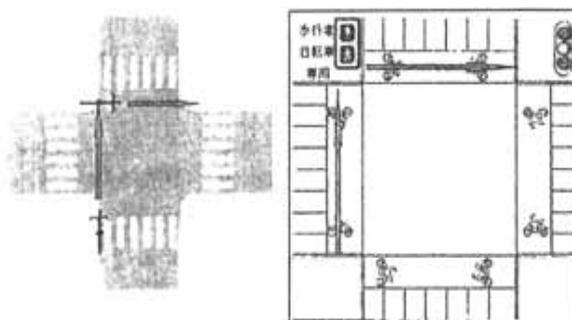
【自転車の右折方法】《道路交通法第34条，63条の7》

○自転車横断帯と歩行者用灯器がない交差点での右折

※ 自転車は，あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄って，交差点の側端に沿って徐行しなければなりません。

○自転車横断帯と歩行者用灯器がある交差点での右折

※ 歩行者用灯器に「歩行者・自転車専用」と表示されているときは歩行者用灯器に従わなければなりません。



【指定通行区分帯での通行】《道路交通法第35条》

「車両は，道路標識等によって車両通行帯（左折専用車線）の設けられた道路を進行するときは，その通行区分に従って通行しなければならない」とされているが，本条では軽車両は適用されないことになっていることから，自転車が直進する場合は左折専用車線を直進するのが法的に正しい通行方法です。

【規制標識「自転車の一方通行」の新設】



自転車の通行の整序化により自転車と自転車又は歩行者との交錯による交通事故を減少させるとともに、【自転車の一方通行標識】幅員が狭いために整備できなかった自転車道の整備に資するため、自転車道又は歩道における自転車の一方通行を簡潔かつ明瞭に表示することができる標識が平成23年9月12日から新設されています。

※ 自転車道とは ～ 車道の部分に、縁石線やさくに類するものによって区画された自転車の通行のためのスペースをいう。

4 自転車の「ながらスマホ」の厳罰強化

令和6年（2024年）11月から、自転車運転中、停止している間を除いて、スマホで通話したり画面を注視したりする「ながらスマホ」が道路交通法により禁止され罰則が強化されました。なおスマホを手で持って画面を注視することはもちろん、自転車に取り付けたスマホの画面を注視することも禁止されます。

罰則内容

- ・ 自転車運転中に「ながらスマホ」をした場合

【6か月以下の懲役または10万円以下の罰金】

- ・ 自転車運転中の「ながらスマホ」により交通事故を起こすなど交通の危険を生じさせた場合

【1年以下の懲役または30万円以下の罰金】

次のような通行をしてはいけません。

郡山北工業高等学校 生徒指導部

やめよう
自転車のルール違反!!

ストップ! 自転車事故

自転車は「道路交通法」で「軽車両」に分類され、自動車やバイクと同じ車両の仲間と位置づけられています。従って、ルールを無視した運転には厳しい罰則が設けられています。(主な違反はイラスト)

一時停止無視



右側通行



信号無視



傘差し運転



無灯火



二人乗り



自転車もルールを守って安全に!

- 自転車が歩道通行する場合は歩行をしなければなりません。
- 自転車の進行が歩行者の進行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。
- 手に携帯電話を持ちながらの運転、又は携帯電話を操作しながらの運転は、非常に危険ですので絶対にやめましょう。

主な自転車利用による違反

- 一時停止無視(一時停止の標識があるにもかかわらず一時停止をしない) 一罰則3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金
- 信号無視・右側通行(専用信号機のある場合は、その信号に従う) 一罰則3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金
- 傘差し運転・運転中の携帯電話……………罰則5万円以下の罰金
- 夜間の無灯火……………罰則5万円以下の罰金
- 並進(並進可の標識のある場所を除く)……………罰則2万円以下の罰金又は料料
- 二人乗り(6歳未満の子どもを一人乗せる場合を除く)……………罰則2万円以下の罰金又は料料

並列運転



イラスト:北工アニメーション部

5 自転車保険について

自転車は道路交通法では、「車両」に分類されます。事故により他人にけがをさせたり物を壊したりした場合には民事上の責任が発生します。事故を起こさないように法令に則った安全運転に努めるとともに、万が一に備え必ず「自転車保険」に加入してください。

自転車で事故を起こした場合の責任

高校生が交通事故を起こした場合、裁判所は、高校生にも責任能力があるとして、損害賠償を命じています。

死亡事故事例

○街灯のない路線脇の道路を無灯火で走行中、歩行者に衝突→歩行者死亡。

⇒自転車を運転していた男子高校生に約4,000万円の損害賠償命令。

損害賠償事例

○携帯電話操作中に歩行者の背後に衝突→歩行者が骨折し後遺障害が発生。

⇒自転車を運転していた女子高校生に5,000万円の損害賠償命令。

○傘を差して走行中、交差点で歩行者と出会い頭に衝突→歩行者が左足骨折。

⇒自転車を運転していた女子高校生に約500万円の損害賠償命令。

○バス停で待っていた高齢者に衝突→高齢者が手首骨折。

⇒自転車を運転していた女子高校生に約750万円の損害賠償命令。

6 歩行者の交通安全

歩行者の交通事故は、次のような状況下で起こりやすいとされています。

(1) 夕方～夜間にかけて

自動車から歩行者が視認できないことがあります。夕方～夜間は、できるだけ明るい色の服を着る、反射材を使うなどの工夫が必要です。

(2) 自宅近くで多発

いつも通りなれた道路での事故が起きています。家から一歩出たら、交通事故に注意するという意識を持つように心がけてください。

(3) 道路横断中の事故

安全に道路を渡るために、次のことを遵守しましょう。

- ・良く見渡せる安全な場所を選ぶ
- ・横断歩道や歩道橋があるところでは必ず利用する

- ・必ず止まって左右の安全確認
- ・横断中もまわりに注意
- ・斜め横断などは絶対にしない

7 交通事故の対応マニュアル

(1) ケガ，人命を最優先して必要ならば，119番で救急車を呼ぶ。

(2) 渋滞や二重，三重の事故を避けるための対応を取る。

（危険な交差点や道路の場合，安全な場所へ移動すること）

(3) 必ず110番へ電話，または警察や駐在所に連絡する。

※携帯電話からも“110”でつながります。「事故ですか？ 事件ですか？」と尋ねてきます。

必ず事故の現場検証をしてもらう。（保険を対応するときのため）

(4) 学校，保護者に連絡する。

(5) 相手の連絡先等を必ず確認すること。

- ① 相手の氏名
- ② 電話番号
- ③ 住所
- ④ 相手の車名とナンバー
- ⑤ 会社等の連絡先

※ 当て逃げの場合は，車の番号・色・型を記録し警察に連絡する。

(6) その場で示談（事故処理に関する約束事）は絶対にしない。

（大丈夫です等と言ってその場を離れないこと！）

(7) 加害の場合は，ケガ，人命を最優先し，必要なら 119番で救急車を呼び，警察，保護者，学校に速やかに連絡する。

8 ツーロックのすすめと盗難防止

二重ロック（ツーロック）の被害率は、被害全体のわずか0.3%といわれており、効果が高いといえます。

盗難は絶対にあってはならないことですが、盗難を未然に防ぐための配慮も大切なことです。

生徒の皆さんはツーロックを徹底しましょう。

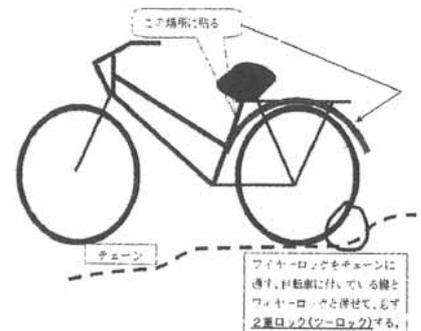
あわせて、防犯登録を必ず行ってください。

「自転車の安全促進及び自転車駐輪場の整備に関する法律」で、自転車利用者に義務づけられています。

なお、学校ステッカーを無料で配布しますので、こちらも必ず貼付してください。

関連して、放置自転車を「ちょっと借りよう」というのは泥棒と一緒にです。自転車盗難は、万引きと同様、「窃盗罪」にあたります。「窃盗罪」は、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金が課せられる、絶対に許されない、重大な犯罪です。

「ちょっとだけ」という安易な考えは許されないということをお覚悟しましょう。



9 自転車運転者講習制度施行について

平成27年6月1日より、自転車運転者が3年以内に2回以上

「危険運転」を繰り返すと、交通の危険を

防止するため、公安委員会の命令により、自転車運転者講習を受けることとなります。

該当した場合、命令を受けてから3か月以内に3時間の講習を受けなければなりません。

この受講命令に違反すると、5万円以下の罰金が科せられます。なお、自転車運転者講習の対象となる危険行為は、次の14類型が挙げられます。

- ①信号無視 ②通行禁止違反 ③歩行者用道路徐行違反 ④通行区分違反
- ⑤路側帯通行時の歩行者の通行妨害 ⑥遮断踏切立入り ⑦交差点安全進行義務違反
- ⑧交差点優先者妨害等 ⑨環状交差点安全進行義務違反 ⑩指定場所一時不停止等
- ⑪歩道通行時の通行方法違反 ⑫制動装置（ブレーキ）不良車運転 ⑬酒酔い運転
- ⑭安全運転義務違反